

京都市告示第 142 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 19 年 7 月 17 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西陣緯 6 号線	上京区紋屋町 311 番地地先から	旧	メートル 11.80	メートル 3.65
	同町 307 番地の 2 地先まで	新	11.80	3.64 ~ 3.89

(建設局土木管理部道路明示課)